

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年2月25日(2021.2.25)

【公開番号】特開2019-5393(P2019-5393A)

【公開日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2017-125653(P2017-125653)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月14日(2021.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を用いた遊技が可能な遊技盤を備えた遊技機において、

前記遊技盤は、

遊技球が流下可能な遊技領域が前面側に形成された遊技板と、

前記遊技板の後側に配置され、内方に所定の演出装置が収容された裏箱と、を有し、

前記裏箱の上部には、該裏箱の内部に連通する開口欠部が形成され、

前記開口欠部を通じて、前記演出装置の少なくとも一部を確認可能であり、

前記開口欠部は、前記裏箱の上部を構成する複数面を跨いで連続して形成されてなることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

近年のパチンコ機は、抽選結果の当たり、外れを演出的に表示するために、例えば液晶画面を備えた演出用の表示装置が遊技領域に設けられている(特許文献1参照)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

しかしながら、従来と同様の遊技機では、不具合の確認等に関する遊技機構成が十分でなく、利便性に欠けていた。

本発明は上記に鑑みなされたものであって、その目的は、利便性の向上を図ることが可能な遊技機を提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、

遊技球を用いた遊技が可能な遊技盤を備えた遊技機において、

前記遊技盤は、

遊技球が流下可能な遊技領域が前面側に形成された遊技板と、

前記遊技板の後側に配置され、内方に所定の演出装置が収容された裏箱と、を有し、

前記裏箱の上部には、該裏箱の内部に連通する開口欠部（干渉回避部3010a）が形成され、

前記開口欠部を通じて、前記演出装置の少なくとも一部を確認可能であり、

前記開口欠部は、前記裏箱の上部を構成する複数面を跨いで連続して形成されてなることを特徴とする（段落1031、図151、152等を参照）。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によれば、利便性の向上を図ることが可能となる。